

4 偽造カード及び暗証番号が 用いられた場合における会員本人 への効果帰属

前田 竣

片岡総合法律事務所 弁護士

東京地判令4・4・21 令3(ワ)第5242号 債務不存在確認等請求事件 2022WLJPCA04218007

●——事実の概要

1. 登場人物及び基本的な契約関係

(1) 登場人物は、カードローンの貸主である銀行(補助参加人Z)、その借主である原告(X)、Xから委託を受け、Zとの間で当該カードローン契約に係る借入債務を主債務とする保証契約を締結した被告(Y:カード会社)の三者である。

(2) 当該保証委託契約においては、Yによる代位弁済は、XがZに対する債務の履行を遅滞したとき又は期限の利益を喪失したときに行われること、期限の利益を喪失する事由として、XがZに対する債務の返済を一回でも、また一部でも怠ったときなどが定められていた。

また、本件カードローン規約にはカードの発行、紛失、盗難等に関し、以下の定めが置かれていた。

ア 4条(カードの発行等)

会員は、会員の責任においてカードを使用し、保管します。また、会員は、暗証番号として生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られない

ように管理するものとします。(2項)

イ 25条(カードの紛失、盗難等)

(ア) 会員がカードを紛失し、または盗難にあったときは、会員は直ちにその事実を当行に電話連絡のうえ、遅滞なく所轄の警察署に届け出を行うとともに当行所定の紛失盗難届を当行に提出しなければならないものとします。(2項)

(イ) 会員が前項に基づき紛失盗難届を当行に提出した時点以降に当該紛失または盗難にあったカード(以下「盗難カード等」といいます)を用いたATM融資については、当行が自己または保険等により融資金を負担しますが、届け出を受理する以前の融資金については会員が負担するものとします。(3項)

(ウ) 前項にかかわらず、次の各号の一つにでも該当する場合には融資金は会員が負担するものとします。(4項)

a 会員の故意または重大な過失により、盗難カード等を用いたATM融資がなされ、またはその防止もしくは軽減に努めなかった場合。(1号)

b 会員が会員規約等に違反している状態で紛失や盗難が生じた場合。(4号)

2. 本件紛争における事実関係（経緯）

- (1) Xが保有するZ発行のカードローン用のカード（以下「本件カード」という。）がスキミングにより偽造された
- (2) 当該偽造カードと本件カードの暗証番号が氏名不詳者によって利用され、359万円の融資（以下「本件融資」という。）が行われた。
- (3) Xが不正利用を理由に本件融資に係る債務の返済を拒否したため、Zは期限の利益を喪失させ、Yが代位弁済をした。
- (4) 当該代位弁済によってYがXに対して取得した求償権（以下「本件求償権」という。）に係る請求に対しXが支払を拒絶したことを含め、以上の経緯をYは指定信用情報機関に登録した（以下、登録した情報を「本件信用情報」という。）。

3. 本件紛争は、以上の事情を前提に、XがYに対し、XのYに対する本件求償権に係る債務の不存在確認、及び本件信用情報の抹消手続等を求めた事案である。

●——判旨

請求認容

1. 本判決は、本件事案の争点を①本件融資の申込は、Xの意思に基づき行われたものか（争点1）、②Xは、本件カードローン規約に基づき、本件融資の返済義務を負うか（争点2）、③本件信用情報が誤った情報であるか（争点3）の3点とし、それぞれについて次のように判示した（なお、争点3の判断は争点1及び争点2の帰趨に委ねられるため本稿では独立して取り上げない。）。

2. 争点1について

本判決は、本件融資は、氏名不詳者がスキミ

ングにより偽造したカードを使用して申し込んだものであることを前提に、Xが本人の意思に基づいて本件融資の申込をするにあたっては偽造カードを用いる必要性がないこと、及びXがゴルフ場のセキュリティボックスの暗証番号に本件カードの暗証番号と同一の数字列を設定したことがあった事実から、このような機会に本件カードの暗証番号が第三者に漏洩した可能性を否定できないことを理由に、本件融資の申込みの際に暗証番号が入力されていたことをもって、本件融資の申込みがXの意思に基づき行われたとするYの主張を排斥した。

3. 争点2について

本判決は「本件カードローン規約25条3項は、その文言上、会員がカードを紛失し又は盗難され、第三者が当該カードを用いてATM機による融資を受けた場合における会員と補助参加人との間での責任分担を定めるものであり、その他の態様によりカードの不正利用が行われた場合の責任分担を定めるものではない。」「本件カードローン規約25条4項1号の「盗難カード等」とは、同条3項において、「紛失または盗難にあったカード」について定義された用語であり、…カードをスキミングされて偽造されたカードを含むものと解することはできない。また、同項4号についても、同様に、カードをスキミングされて偽造された場合にも適用されるものと解することができない。」として、偽造カードが利用された場合には本件帰責規定はいずれも適用されないとした。

●——研究

1 はじめに

本判決は、銀行のカードローンにおける約款の解釈について判示したものであるが、クレジットカード（ショッピング機能）の約款にも広く採用されている不正利用時の責任分解に関する規定と類似した規定構造が採用されていることから、クレジットカード（ショッピング機能）の約款の解釈をする際にも参考に値するものと考えられる。

2 争点1について

争点1に関し本判決は「XがZに対して融資を申し込むに当たって、本件カードをスキミングして偽造したカードを利用する必要性は何ら存しない。」「仮にスキミングにより本件カードの暗証番号の情報を入手することができずとも、Xは、ゴルフ場のセキュリティボックスの暗証番号に本件カードの暗証番号と同一の数字列を設定することがあったというのであり、このような機会に本件カードの暗証番号が第三者に漏洩したとも考えられるから、本件融資の申込みの際に本件カードの暗証番号が入力されたことをもって、本件融資の申込みがXの意思に基づき行われたものと認めることはできない。」として本件融資の申込が原告の意思に基づき行われたものと認めることはできないとの判断をした。

この点に関しては、Xが偽造被害を偽装した事実が合理的に認定されない限りにおいては基本的には本人の意思に基づくものではないと認定して差し支えないものと考えられる。

他方、偽造カードの利用時に暗証番号が用

いられた事実は、暗証番号は通常本人しか知り得ないという性質を踏まえると偽造カードが本人により使用されたことを推認させる間接事実になると解される。しかしながら、本判決は前述のとおり本件カードの暗証番号が第三者に漏洩した可能性が存する事実が認められることを理由に係る推認を排斥する判断をしたものである。

本件判示においてはスキミング被害が生じた事実に関する具体的な認定が明らかにされていないことから本判決が採用した上記判断の当否についての評価は難しい面があるが、単に暗証番号が第三者の知れるところとなる可能性があった事実を抽象的に認定するのみでは、「偽造カードの使用時に暗証番号が入力されたことから本人による使用であった」との推認を覆すには十分ではなく、暗証番号の漏えいが懸念される事実の状況から、本件カードのスキミングをした犯人に暗証番号が知れる可能性があったことを基礎づける事実が認定できなければ、当該偽造カードの使用がXの意思に基づき行われたものであるとのYの主張を容易に排斥することはできないように思われる。

かかる観点からは、暗証番号が漏えいした可能性を基礎づける事実として、「ゴルフ場のセキュリティボックスの暗証番号に本件カードの暗証番号と同一の数字列を設定したことがあった事実」及び「スキミングして偽造されたカードが利用された事実」のみならず、本件のスキミング行為がなされた具体的な態様を示す事実をも含めたより詳細な事実（例えばゴルフ場のロッカーの暗証番号が一定期間にわたり盗撮カメラで盗み見され、ロッカー内に保管されていたカードがスキミングさ

れていたといった事実など)の認定を基礎とした判断を行うべきであった(又はそのような判断をしていたのであれば当該事実認定を明らかにすべきであった)ように思われる。

3 争点2について

(1) 本件カードローン規約25条3項の適用について

本判決が、「カードをスキミングされて偽造された場合、当該カードの会員は、実際に不正利用がされるまで、スキミング被害にあったことを認識することが困難である」ことを理由に本件カードローン規約25条3項の適用を否定したことは妥当な判断である。

(2) 本件カードローン規約25条4項の適用について

本判決は、「盗難カード等」が「紛失または盗難にあったカード」と定義されていることを理由に、同条4項についても偽造カードについては適用の余地がないとした。当該判断の背景として「本件カードローン規約のようないわゆる定型約款について、顧客に不利益となる類推解釈を行うことには慎重でなければならない」との考え方が示されている。

これに対して、東京地判平成16年6月25日(平成15年(ワ)第27796号)は、クレジットカードのショッピング利用に関する事案ではあるが「カードの紛失、盗難等により、他人にカードを使用された場合、そのカードの利用代金は会員の負担とします。」との規定を前提に当該規定が「他人が会員のカード情報を利用した場合についての利用代金を会員が負担することを積極的に排除していることをうかがわせる事情は認められない。」として、「[カードの紛失、盗難により、他人にカードを使用された場合]のみならず、「カ

ード情報の盗取により、他人にそのカード情報を使用された場合」にも、それによる「利用代金は会員の負担とします。」という趣旨であると解すべきである。」との判断を示しており、類推(的な)解釈を許容する判断を採用している。

この両判決の関係性についてどのように考えるべきであろうか。本判決はカードの盗難について規定した条項をカードの偽造の場合を含めて拡大的に解釈することはできない旨を判示したのに対し、平成16年判決はカードの盗難について規定した条項をカード情報の盗取にも適用すると判じたものであり、同じ窃盗類型に収まる範囲内での拡大的な判断を許容したものであることから両判断に矛盾抵触はないと評価することは形式的に過ぎるよう思われる。

カードの偽造は、カードの情報が盗取されたうえで、当該盗取したカード情報を物理媒体を介して利用することに他ならないことから、カード情報の盗取の一類型であると評価すべきであり、両判決は同種の事案について異なる見解を採用したものと評価し得る。

では、いずれの考え方が適切であろうか。

この点、カードの盗難(紛失を含む。以下同じ。)事案であろうとカード情報の盗用事案(偽造カードの仕様を含む。)であろうと、会員以外の第三者によるカード利用の結果は、民法上の原則に照らすと会員本人に帰責されるものではない。したがって、その結果が本人に帰責される旨の条件を定めた合意があつて初めて当該合意に基づき本人への帰責が認められ得ると解すべきである。そして、かかる帰責規定は、カード会社が会員本人によるカード利用であるとの外観を信頼したこ

とに根拠を置く一種の外観法理の表れであると解されることに照らすと、当該外観の作出についての会員本人の帰責性が認められることが要件とされると解すべきである。

そうすると、物理的な占有を伴うカードの盗難事案において外観の作出に関わる会員の帰責性を基礎づける事情と、カード情報の盗取事案における会員のそれとは基本的には別物として切り分けて考えられるべきものと思われる。

すなわち、カード情報はその適正な利用の過程においてその利用のためのインフラを提供している関係各社間で（適切なセキュリティ環境が敷かれていることを理論的な前提とはしつつ）共有される事実関係が認められる一方、物理カードについては第三者に占有が移転することはそもそも想定されていない。

したがって、データの盗取については誰から当該データの漏えいが生じたのかは直ちに確定し難い事情が構造上内包されているのに対し、カードの盗難については基本的にカード会員の管理環境下から盗難等の事案が生じることしか想定されないことになる。このようにカード情報盗取の場合とカード盗難の場合とで、第三者によるカード利用であるにもかかわらず本人利用であるかのような外観の作出に関するカード会員の帰責性についての構造的な差分が存することを前提にすると、偽造カードやカード情報の盗取についての明示的な言及がない場合において「盗難カード等」を対象とした帰責規定について安易に拡張的な類推解釈を採用するべきではないという本判決の判断には合理性が認められるというべきであろう。

したがって、カード会社においては、規約

を作成するにあたっては、会員本人にカードの利用に係る責任を負わせる際の実体法上の根拠となる考え方を検討したうえで、それを踏まえた規定の構成を練ることも重要となると考えられる。

4 クレジットカード（ショッピング機能）への展開

ほぼ全ての国内発行クレジットカードはIC化されていること、ICカードは、構造上複製（偽造）が極めて困難であるとされていること（クレジットカード・セキュリティガイドライン【5.0版】10ページ参照）から、偽造カードが利用されるとすれば、加盟店が割賦販売法上のセキュリティ対策義務として求められている決済端末のIC対応を懈怠し、磁気取引を受け入れた処理をしていることが基本的には想定される。

この点、磁気取引の場合には本人認証に際して暗証番号が用いられることはないため、偽造カードの利用の場面で暗証番号が利用されるケースは現状としては具体的には想定しがたいものと解される。

また、イシューアがICカードを発行しているにもかかわらず加盟店において磁気取引を行ったケースでは、イシューアとアクワイアラの間ではアクワイアラサイドに損失負担が寄せられるとの国際ブランドルールも存することから、クレジットカードのショッピング利用の場面では基本的には偽造カードの利用の場面でイシューアが会員に対して利用代金の支払を求める場面は、会員による故意の偽造カードの利用のような場面に限定されることとなるように思われる。